

標準処理期間の未設定理由

番号 11

処 分 名	市の区域内における所有者等以外の者による重要有形文化財の公開の許可
根 拠 法 令 名	文化財保護法
条 項	第53条第1項
所 管 課	文化財課

【標準処理期間を未設定とした理由】

過去に申請実績がない又は稀である、あるいは将来的に申請が見込めないなど、標準処理期間を設定する実益がない。